

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国 外1名

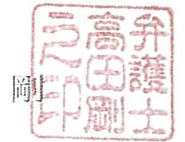
証拠申出書

令和5年3月6日

東京地方裁判所 民事第34部甲B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田



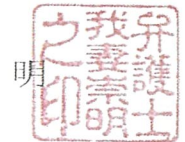
弁護士 鄭



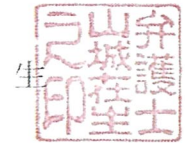
弁護士 河 村



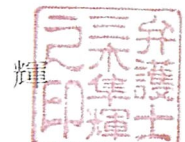
弁護士 我 妻 崇



弁護士 山 城 在




弁護士 三 木 隼



原告ら訴訟復代理人

弁護士 坂 井

萌



1

記

第1 人証の表示及び証すべき事実

1 証人

(1) 住所 〒260-8620 千葉県千葉市中央区中央4丁目11-1

千葉地方検察庁

(呼出し・主尋問予定時間 30分)

(2) 証すべき事実

検事は、本件刑事事件において原告大川原、原告島田及び亡相嶋について勾留請求を行い、原告会社、原告大川原、原告島田及び亡相嶋について起訴をした検事であるところ、これらの行為に際して、本件要件ハに関する警視庁公安部による解釈が不相当であること、及び本件噴霧乾燥器の内部に温度が上がりづらく乾熱で細菌を殺滅することができない箇所が存在することについて、認識し得たにもかかわらず、必要な捜査を怠り、漫然と勾留請求及び起訴に及んだものであることを立証する。

2 証人

(1) 住所 〒330-8572 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目16-58

さいたま地方検察庁

(呼出し・主尋問予定時間 40分)

(2) 証すべき事実

検事は、本件刑事事件において公判を担当し、公訴取消申立てを行った検事であるところ、公訴取消申立てを余儀なくされた経緯、具体的には、本件噴霧乾燥器の内部に温度が上がりづらい箇所が存在し、当該箇所に粉体として残留した細菌を乾熱で殺滅できない（できることを立証できない）と判断するに至った事情、及び、警視庁公安部による殺菌解釈

が、本件要件ハの解釈として相当であることを立証できないと判断するに至った事情を立証する。

3 証人

(1) 住所 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 経済産業省
(呼出し・主尋問予定時間 30分)

(2) 証すべき事実

氏は、平成29年10月から平成30年2月にかけて、警視庁公安部の捜査員が経済産業省から本件要件ハの解釈及び本件噴霧乾燥器の規制要件該当性について聴き取り捜査を行った当時、同省において貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課の課長補佐として、聴き取り捜査の対応を指揮していた者であるところ、同氏ないし同氏の指示で捜査対応をした同省の職員が、捜査員に対し、同省として次の①～③の殺菌解釈（以下「本件解釈」という。）を行っている旨を述べていなかった事実を立証する。

- ① 「殺菌」の手法にはあらゆる方法が含まれており、「乾熱殺菌」、すなわち加熱乾燥空気を用いた殺菌方法も含まれる。
- ② 「殺菌」の対象は、貨物等省令第2条の2第1項に規定される細菌等の微生物のうち一種類以上のものを指し、いずれか一種類の微生物の感染能力を破壊できれば「殺菌」することができるといえる。
- ③ 噴霧乾燥器が曝露を防止するものであることを要しない。

また、同氏ないし同氏の指示で捜査対応をした同省職員が、捜査員に対し、次の①～⑦の趣旨の発言（以下「本件経産省発言」という。）をした事実を立証する。

- ① 本件要件ハに関する貨物等省令の定めが曖昧である旨の発言
- ② 経済産業省において本件要件ハの「殺菌」の解釈を明確に定めていない旨の発言

5 証人

(1) 住所 〒100-8929 東京都千代田区霞が関2丁目1-1 警視庁

(呼出し・主尋問予定時間 30分)

(2) 証すべき事実

警視は、平成29年10月から平成30年2月にかけて、警視庁公安部の捜査員として、本件要件ハの解釈及び本件噴霧乾燥器の規制要件該当性について経済産業省の職員からの聴き取り捜査を行った者であるところ、同捜査において、同省の職員が、同省として本件解釈を行っている旨を述べていなかった事実、及び本件経産省発言をした事実を立証する。

また、警視は、警部補が原告島田の弁解録取書の訂正を行った際に隣室に待機していた者であるところ、同弁解録取書の作成及び再作成の経緯を立証する。

さらに、警視は、本件刑事事件において捜査を指揮する立場にあった者であるところ、警視庁公安部が本件要件ハの解釈に従って温度実験を行うこととした経緯、及び最低温箇所の特定にあたり乾燥室測定口その他の温度が上がりづらい箇所の確認を行わなかった経緯を立証する。

その他、警視が本件刑事事件の捜査員として知得し、認識していた本件要件ハの解釈、及び本件噴霧乾燥器の性能、その他の事実を立証する。

6 証人

(1) 住所 〒100-8929 東京都千代田区霞が関2丁目1-1 警視庁

(呼出し・主尋問予定時間 30分)

(2) 証すべき事実

警部補は、原告島田の取調べを担当していた捜査員であるところ、原告島田に対する取調べにおいて、①事前の恣意的な調書の作成及びこれに署

名を求めたこと、②調書の内容の確認及び修正の妨害行為をしたこと、③誘導、詐術的文言、恫喝等を用いたことを立証する。

また、原告島田の弁解録取書を作成した際、①あらかじめ作成した弁解録取書に署名・押印を求めたこと、②修正依頼に応じなかったこと、③当初の弁解録取書を意図的に裁断したことを立証する。

その他、[REDACTED]警部補が本件刑事事件の捜査員として知得し、認識していた本件要件ハの解釈、及び本件噴霧乾燥器の性能、その他の事実を立証する。

7 証人 [REDACTED]

(1) 住所 〒100-8929 東京都千代田区霞が関2丁目1-1 警視庁
(呼出し・主尋問予定時間 40分)

(2) 証すべき事実

[REDACTED]警部補は、本件噴霧乾燥器の同型機を用いた温度実験を担当していた捜査員であるところ、温度実験を通じて、乾燥室測定口その他の温度が上がりづらい箇所の存在を知り得た事実、従ってまた、警視庁の行った温度実験の条件設定及び方法が、本件噴霧乾燥器の規制要件該当性の立証に不足していることを認識し得た事実を立証する。

その他、[REDACTED]警部補が本件刑事事件の捜査員として知得し、認識していた本件要件ハの解釈、及び本件噴霧乾燥器の性能、その他の事実を立証する。

8 証人 [REDACTED]

(1) 住所 〒100-8929 東京都千代田区霞が関2丁目1-1 警視庁
(呼出し・主尋問予定時間 40分)

(2) 証すべき事実

[REDACTED]警部補は、本件噴霧乾燥器の同型機を用いた温度実験を担当していた捜査員であるところ、温度実験を通じて、乾燥室測定口その他の温度が上が

11 原告 相 嶋

(1) 住所 〒236-0042

(同行・主尋問予定時間 15分)

(2) 証すべき事実

亡相嶋が本件刑事事件において強いられた身柄拘束による精神的苦痛、及び亡相嶋が保釈されないまま死亡したことで遺族が受けた精神的苦痛を立証する。

第2 尋問事項

別紙尋問事項書に記載のとおり。

以 上

1 証人



(呼出し・主尋問予定時間 30分)

- (1) 経歴等
- (2) 本件刑事事件との関わり
- (3) 警視庁公安部から提供を受けていた情報の内容
- (4) 本件省令の解釈について行った捜査の内容
- (5) 本件噴霧乾燥器の殺菌性能について行った捜査の内容
- (6) 逮捕の判断への関与
- (7) 起訴前に行った参考人調べの内容
- (8) その他これらに関連する一切の事項

2 証人



(呼出し・主尋問予定時間 40分)

- (1) 本件刑事事件との関わり
- (2) 経済産業省と警視庁公安部の打合せ内容が記載された捜査メモ（以下「本件文書」という）の入手、確認の経緯
- (3) 本件文書の内容
- (4) 本件文書の開示について経済産業省との調整した経緯及び結果
- (5) 当初、粉体を用いた実験を不要と考えていた理由
- (6) 弁護人の指摘を受けて行った粉体実験の結果
- (7) 公訴取消申立てに至った原因、理由
- (8) その他これらに関連する一切の事項

3 証 人



(呼出し・主尋問予定時間 30分)

- (1) 経歴等
- (2) 経済産業省における本件省令の解釈、運用
- (3) 平成29年10月から平成30年2月にかけて、警視庁公安部と経済産業省の間で行われた打合せにおいて警視庁公安部から質問を受けた内容、及び回答の内容
- (4) その他これらに関連する一切の事項

4 証 人



(呼出し・主尋問予定時間 30分)

- (1) 経歴等
- (2) 経済産業省における本件省令の解釈、運用
- (3) 平成29年10月から平成30年2月にかけて、警視庁公安部と経済産業省の間で行われた打合せにおいて警視庁公安部から質問を受けた内容、及び回答の内容
- (4) その他これらに関連する一切の事項

5 証 人

(呼出し・主尋問予定時間 30分)

- (1) 本件刑事事件における役割、担当等
- (2) 平成29年10月から平成30年2月にかけて、警視庁公安部と経済産業省の間で行われた打合せにおいて警視庁公安部から質問を受けた内容、及び回答の内容
- (3) 警部補が原告島田の弁解録取書を作成した際に、同警部補から報告を受けた内容、及びこれに対する指示
- (4) 弁解録取書の破棄、及びこれに関する報告書の作成経緯
- (5) 本件刑事事件を通じて認識していたその他の事実
- (6) その他これらに関連する一切の事項

6 証 人

(呼出し・主尋問予定時間 30分)

- (1) 原告島田に対する取調べ以外の捜査の担当、役割
- (2) 原告島田に対する取調べの方法
- (3) 原告島田の弁解録取書を作成、訂正、破棄の経緯
- (4) 弁解録取書の破棄に関する報告書の作成経緯
- (5) 本件刑事事件を通じて認識していたその他の事実
- (6) その他これらに関連する一切の事項

7 証人

(呼出し・主尋問予定時間 40分)

- (1) 噴霧乾燥器の温度実験以外の捜査の担当、役割
- (2) 温度実験の条件設定、方法が決定された経緯
- (3) 温度実験にあたり、本件省令ハの要件の解釈をどう認識していたか。
- (4) 温度実験を通じて、乾燥室測定口その他の温度の上がりづらい箇所の存在を認識しえなかったのか。
- (5) 警視庁の温度実験に不備があるのではないかとの指摘を検事から受けたことがあるか。ある場合、その時期と内容。
- (6) 本件刑事事件を通じて認識していたその他の事実
- (7) その他これらに関連する一切の事項

8 証人

(呼出し・主尋問予定時間 40分)

- (1) 噴霧乾燥器の温度実験以外の捜査の担当、役割
- (2) 温度実験の条件設定、方法が決定された経緯
- (3) 温度実験にあたり、本件省令ハの要件の解釈をどう認識していたか。
- (4) 温度実験を通じて、乾燥室測定口その他の温度が上がりづらい箇所の存在を認識しえなかったのか。
- (5) 警視庁の温度実験に不備があるのではないかとの指摘を検事から受けたことがあるか。ある場合、その時期と内容。
- (6) 行き過ぎた捜査につき弁護人から抗議を受けた際に行った事実確認その他の対応
- (7) その他これらに関連する一切の事項

9 原告 大川原 正 明

(同行・主尋問予定時間 15分)

- (1) 経歴等
- (2) 約11ヶ月間に渡る身柄拘束中の生活状況
- (3) 不安や苦しみから、罪を認めてしまおうと思わなかったか。
- (4) 逮捕、勾留、起訴により会社の受けた信用の毀損
- (5) その他これらに関連する一切の事項

10 原告 島 田 順 司

(同行・主尋問予定時間 40分)

- (1) 経歴等
- (2) ■■■警部補による取調べの方法
- (3) 弁解録取書を作成、訂正の経緯
- (4) 約11ヶ月間に渡る身柄拘束中の生活状況
- (5) 不安や苦しみから、罪を認めてしまおうと思わなかったか。
- (6) その他これらに関連する一切の事項

11 原告 相 嶋 ■■■

(同行・主尋問予定時間 15分)

- (1) 亡相嶋の家族構成
- (2) 亡相嶋の身柄拘束中の不安
- (3) 亡相嶋の勾留執行停止後の治療の状況
- (4) 亡相嶋の他界と遺族としての思い
- (5) その他これらに関連する一切の事項

以上